

# 北海道薬科大学

平成 26 年度 大学機関別認証評価  
評価報告書

平成 27 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構



## 北海道薬科大学

### I 認証評価結果

#### 【判定】

評価の結果、北海道薬科大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

### II 総評

#### 「基準1. 使命・目的等」について

北海道地区の医療の現場へ40年にわたり薬剤師を輩出してきた歴史を背景に、大学及び大学院の使命・目的は建学の精神に基づき、教育理念及び教育目標に集約され、学則に明示されている。四つの教育目標により、大学の特色が示され、学校教育法をはじめとする各法令を遵守するとともに、6年制新薬学教育制度や薬剤師国家試験制度の変遷に応じた実習やカリキュラムの編成や見直しなど、社会的変化への対応も適切である。また、教育理念・教育目標の学内外の周知も効果的に図られ、「教学体制の再構築並びにキャンパス再整備計画」に伴い、教員組織の見直しなどを含め、教育機能の更なる充実が図られている。

#### 「基準2. 学修と教授」について

教育理念・教育目標に基づいたアドミッションポリシーが策定され、求める学生像を明確に学外へ周知し、多彩な入試形態が展開されている。カリキュラムポリシーにも建学の精神及び教育理念・教育目標が反映され、学内に徹底されている。シラバスとともに「カリキュラム系統表」が作成され、学修内容が体系的に理解できるよう整備されている。成績評価法はシラバスに明記され、学生への周知が図られている。クラス担任制度を中心に、教科担当教員との連携による総合的学修支援体制の整備、学生の個性に応じた就職活動が展開され、健康相談・心的支援・生活相談などさまざまな厚生支援や学生サービスも適切に機能している。授業改善推進の組織として「FD小委員会」が設置され、授業アンケートと結果のフィードバックが行われている。学部及び研究科の専任教員数・教授数・臨床系教員数は設置基準を満たしている。また、校地及び校舎は、設置基準を上回る面積を有し、薬学教育に必要な施設・設備を適切に整備・管理し、有効に活用している。

#### 「基準3. 経営・管理と財務」について

大学の運営・管理は、「学校法人北海道科学大学寄附行為」を遵守し、諸規定にのっとり適切に行われている。大学が目指す将来ビジョン、財務情報・教育情報はホームページで詳しく公表し、閲覧できるように配慮されている。法人本部は中長期計画を策定し、これに基づき単年度の事業計画により、教育理念・教育目標実現のために、継続的努力がなされている。理事会は、法人の最高機関として定期的で開催されており、評議員会も適切に運営されている。学長は、評議会、教授会などの教学部門の重要な会議体の議長を務めるなど、リーダーシップを発揮できる組織的体制が整っている。理事会や常任理事会の情報や決定事項は、評議会や教授会で報告され、管理部門と教学部門の連携と相互チェックす

る体制が機能している。将来計画検討委員会のワーキンググループによる提案・要望のとりまとめ等、ボトムアップ体制も確立している。事務組織は適切な業務分担と必要な職員を配置し、資質向上に積極的な努力をしている。財務基盤は安定しており、会計処理及び会計監査は、学校法人会計基準及び「学校法人北海道科学大学経理規程」にのっとり、適切に行われている。

#### 「基準 4. 自己点検・評価」について

常設委員会として、学長を委員長とする「点検・評価委員会」を設置し、自己点検・自己評価を実施している。平成 20(2008)年度に日本高等教育評価機構による機関別認証評価、平成 22(2010)年度に薬学教育評価機構によるトライアル評価、平成 25(2013)年度に外部評価委員による外部評価を受けている。これらの評価結果はホームページに公開されている。大学及び教員の活動状況は、「教育・研究活動の現況」にまとめられ、自己点検・評価に反映されている。データの収集と分析は広報部が行い、エビデンスに基づく客観的な自己点検・評価を実施している。機関別認証評価結果及び外部評価委員による評価において指摘された意見は PDCA サイクルを通して教育研究及び大学運営の改善・向上につなげている。

総じて、6年制の教育課程のもとに建学の精神や使命・目的に基づき、意欲的に教育・研究活動に取り組んでいる。大学は、新たな挑戦として、平成27(2015)年からキャンパス統合・再整備計画に伴う、教員組織の見直しなどを含め、教育機能の更なる向上を図っており、北海道地区における薬剤師教育の充実を目指し、今後の成果を期待したい。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.地域医療・在宅医療を担う薬剤師の育成」「基準 B.薬剤師生涯学習」「基準 C.国際連携協定、海外語学研修」については、各基準の概評を確認されたい。

### Ⅲ 基準ごとの評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### 【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

##### 1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

###### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

###### 1-1-② 簡潔な文章化

##### 【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

##### 【理由】

「地域社会の要請に応え、質の高い薬剤師を養成、輩出することによって北海道の医療の発展に貢献する」という建学の精神に基づき、大学の使命・目的は教育理念や教育目標

に集約されている。

教育理念・教育目標は、学部・大学院ともに平易な表現を用い、具体性を持って簡潔に文章化され学則に明示されている。また、学則のほか、学生便覧、大学案内、入試パンフレットなどにも簡潔に記載されており、ホームページなどの媒体を通じて学内外に周知されている。

## 1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

### 【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

### 【理由】

建学の精神に基づき、「ファーマシューティカル・ケアの実践を通じて地域社会ならびに国民の健康と福祉の向上に寄与する薬剤師の養成」を目的として、四つの教育目標を掲げ、大学の特色を明示している。

教育理念・教育目標は、教育基本法、学校教育法、設置基準を遵守し掲げられている。また、6年制の新薬学教育制度や薬剤師国家試験制度の改正、薬学教育モデル・コアカリキュラムなどに準拠した実習の見直し、カリキュラムの編成が行われるなど、社会情勢の変化への対応が適切になされている。

## 1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

### 【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

### 【理由】

教育理念・教育目標は、学則、入学案内、学生便覧、ホームページなどに掲載されるとともに、オープンキャンパス、進学相談会、高校訪問を通じて学外にも広く周知されている。また、玄関ホールなどの共用スペース及び教員研究室に掲示され、全教員が参列する入学宣誓式において、学長告示として学内に周知されている。

「ブランドブック 2014」により、教職員全体でブランドビジョンを共有し、共通シンボル・スローガンにより教職員の一体感を醸成している。

大学の使命・目的及び教育目的は三つのポリシー（ディプロマポリシー・カリキュラム

ポリシー・アドミッションポリシー) に反映させるべく、各々のポリシーに随時改定・修正を加えている。将来計画として、教育研究活動を「系・分野体制」に移行するとともにキャンパス統合・再整備計画を実施して教育機能の更なる充実を図っている。教育理念や教育目標を達成するため、評議会、教授会のほか、常設委員会が設置され、適切に機能している。

## 基準 2. 学修と教授

### 【評価結果】

基準 2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

### 2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

### 【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

### 【理由】

学生の受入れに関しては、学部・大学院ともに教育理念・教育目標に基づいた入学者受入れ方針が策定されている。これらは入学案内等の刊行物及びホームページに明示されており、オープンキャンパスや体験セミナーなどを通して広く社会に周知している。また、近隣の高等学校と高大連携協定を結び、模擬講義、薬剤師体験実習を行っており、求める学生像を明確に周知している。

AO 入試区分に「同窓生子女」「後継者育成」及び「障がい者」の枠を設け、入学者受入れ方針に合致する人材の発掘に努めている。学部においては、過去に入学定員未充足はなく、また、定員を大きく上回らないよう細心の注意を払い入学者の受入れを行っている。

入学試験区分と試験区分ごとの歩留まり率を勘案した入学定員の配分及び選抜方法は適切に実施されており、入学者数も適切に確保されている。

### 2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

### 【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

### 【理由】

建学の精神及び教育理念・教育目標に基づく人材育成の目的に対応した教育課程編成方

針を定め、入学案内等の刊行物及びホームページに明示するとともに、入学時・進級時のガイダンスにおいて学生に説明している。シラバスとともに、学修内容が体系的に理解できるように、授業科目相互の関連を表した「カリキュラム系統表」を作成している。

特に、薬剤師の将来業務として重要視される「在宅医療の推進」「地域住民の健康づくり」のための講義科目を開講し、薬剤師の職能・職域の変化に対応した人材の育成を行っている。また、問題発掘・解決能力、コミュニケーション能力を育むことを目的に、PBL(Problem Based Learning)を取入れ、TBL(Team Based Learning)導入を視野に入れるなど、授業内容・方法などを工夫している。入学前教育・基礎学力テスト・初年次教育・リメディアル教育・自由科目セミナーなどによって薬学を学ぶための基礎学力の把握と補完を図っている。

## 2-3 学修及び授業の支援

### 2-3-① 教員と職員の協働並びに TA( Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

#### 【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

#### 【理由】

規定に基づき、教授会や研究科委員会及び附属機関や附属施設の運営委員会や各常設委員会の運営について教職協働による学修・授業支援の体制が整備されている。

クラス担任制度に加えて「修学支援総合システム」の中で「出席管理システム」を活用して総合的に修学を支援し、中途退学者・留年者の発生を未然に防止するシステムを構築している。

「ティーチング・アシスタント規程」及び「スチューデント・アシスタント規程」に基づき、全ての大学院生及び5年次・6年次学生を対象に教育的配慮のもと教育補助業務に従事させ、学部学生の実習・演習を支援している。

実習に関しては、「実務実習委員会」の地区担当教員及び施設担当教員が役割を分担し、ポートフォリオを活用しながら実習生の指導に当たっている。

## 2-4 単位認定、卒業・修了認定等

### 2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

#### 【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

#### 【理由】

単位認定、進級及び卒業・修了認定などの基準は学則や「履修規程」に明記されており、成績評価は「段階成績評価」及び「合否成績評価」により適正に評価されている。また、「段階成績評価」における成績指数より GPA(Grade Point Average)を算出して1年次～3

年次の進級基準、仮進級基準に活用されている。成績評価ガイドラインに沿って、GPA などを用いた各種統計データを活用して適性かつ厳格に成績が評価されている。

各教科のシラバスに授業計画及び成績評価法が記載されており、成績評価時に「成績評価分布表」を作成して学生に周知するとともに、薬学教育評価機構の定めにより「点数分布表」を作成して保管している。

## 2-5 キャリアガイダンス

### 2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

#### 【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

#### 【理由】

教員と職員で構成される「就職部」と「学生課就職係」がクラス担任と連携をとりながら就職対策、就職相談、あっせん、推薦等、学生の個性・特色に応じた就職活動支援を行っている。

1 年次開講の「アーリーエクスポージャー（早期体験学習）」、2 年次の「実習Ⅲ（介護福祉体験学習）」、3 年次の「実習Ⅴ（薬剤師業務体験学習）」、3 年次及び 4 年次の「医療関連施設におけるインターンシップ」、さらには、4 年次以降に実施される就職相談会、薬系企業セミナー、病院・薬系企業によるランチョンセミナーや個別就職相談会など、教育課程内外を通じ、低学年から計画的かつ積極的にキャリア教育を実施するための支援体制が整備されている。

## 2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

### 2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

### 2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

#### 【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

#### 【理由】

授業改善を推進するための組織として「点検・評価委員会」に「FD 小委員会」を設置し、授業アンケート、「Good Lecturer 賞」の選考、FD(Faculty Development)ワークショップの開催及び新任教員研修等を実施している。

授業アンケートの集計結果は毎年作成する「教育・研究活動の現状」において公表されるとともに担当教員にフィードバックされている。教員は、授業アンケートの結果に基づき授業改善計画を作成し、学内専用ページで教職員及び学生に公表している。

また、「FD 小委員会」では、薬剤師国家試験合格者の割合が近年減少傾向にある要因を入学者の基礎学力の低下と薬剤師国家試験の出題傾向の変化と分析し、キャンパス移転後の新校舎における環境整備や新カリキュラムでの授業方法の工夫も検討している。



## 2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

### 【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

### 【理由】

学生部と連携して健康相談や心的支援に対応する「クラス担任制度」、専門相談員が生活相談に対応する「学生相談室」、常駐する保健師と委嘱学校医が連携された「医務室」、障がいのある学生を支援するための「障がい者支援局」、学業や学術・課外活動・クラブ活動を支援する「表彰制度」を設けるなど、さまざまな厚生支援や学生サービスを適切に機能させている。

経済的支援が必要な学生に対しては、公的な制度に加えて大学独自の制度を設け多様な奨学金制度が利用できる体制がとられている。また、キャンパス移転に伴って生じる学生生活面での経済的な負担に対して軽減策を講じている。

「提案箱 わたしのこと」に寄せられた学生からの意見・提案・要望については、その回答を学内に掲示し、学生サービスの改善に努めている。

## 2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

### 【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

### 【理由】

学部及び研究科の専任教員数・教授数・臨床系教員数はともに設置基準を満たしている。薬学教育に必須な教科は専任教員が担当しており、兼任教員を含めて教育課程に即した教員を確保し、適切な教員配置をしている。

教員の採用・昇任については、「教員の採用及び昇格の選考に関する規程」に基づき、評議会、教授会、理事会という流れで適切に審議されている。

新規採用教職員に対するFD・SD(Staff Development)活動の一環として「新人教職員等初回研修」を実施するとともに、「教員ポートフォリオ」を用いて各教員の教育、研究、校務、社会活動を記録し、教員自らの教育改善を促している。

基礎教育系に系主任及び担当する教員を配置して必要な教養教育を組織的に行っている。

## 2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

### 【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

### 【理由】

校地及び校舎は大学設置基準及び大学院設置基準を満たしており、講義室、図書館、体育施設、情報施設及び薬学教育に必要な施設・設備を適切に整備・管理して有効に活用している。

図書館に医薬情報室を設置して卒業生を中心とした薬剤師への医薬情報を提供している。情報サービス設備は、学内に無線・有線 LAN を設置して学生サービスとしての「修学支援総合システム」や「薬学教育支援システム」等の各種システムに常時アクセス利用できる環境が整備されている。

授業を行う学生数は、受講生数と教室の収容人数について定期試験実施体制も含めて適切に管理されている。

平成 27(2015)年度キャンパス移転を決定し、大学の主要機能である講義室を配置した「講義棟」、研究室・実験室を配置した「薬大棟」を移転先に確保して教育環境の整備・向上に努めている。

## 基準 3. 経営・管理と財務

### 【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

## 3-1 経営の規律と誠実性

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

### 【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

### 【理由】

「学校法人北海道科学大学寄附行為」は、教育関連法令の趣旨に沿った目的を掲げ、法人は、これにのっとり適切に運営され経営の規律と誠実性を維持している。法人本部は、

傘下の設置校と連携し中長期計画を策定するとともに、これに基づく単年度事業計画により教育理念や教育目標の実現のために継続的に努力している。併せて、大学が目指す将来像を100周年ブランドビジョンやスローガン「+Professional（プラス・プロフェッショナル）」に掲げホームページで公開している。

寄附行為や大学の諸規定は、学校教育法や私立学校法及び大学設置基準にのっとり作成され、大学の運営は、これらの規定を遵守し円滑に行われている。

環境保全面や個人情報保護・各種ハラスメント対策・公益通報制度に関しては、それぞれ規定を整備し各種委員会を設置して対応している。また、教育情報・財務情報については、学内広報誌やホームページで閲覧可能となっている。

### 3-2 理事会の機能

#### 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

##### 【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

##### 【理由】

理事会は、法人の業務を決し、理事の職務遂行を監督すると寄附行為に規定され、「理事会会議規則」にのっとり、法人の最高機関として定期的開催されている。また、戦略的な意思決定のための仕組みや理事会機能を補佐する体制として、運営協議会や常任理事会が設置され、重要事項を理事会、評議員会に諮る体制を整備し、適切に運営されている。

役員及び評議員の選任についても寄附行為第3章及び第4章に定め、規定通りに運営体制を整備している。

### 3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

#### 3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

#### 3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

##### 【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

##### 【理由】

学長を補佐するために2人の副学長を据えるなど人員体制はできている。また、評議会、教授会などの教学部門の重要な会議体においては、議長を務めるなどリーダーシップを発揮できる組織的体制が整っている。

評議会、教授会のほかに構成員の幅を広げた「評議会（拡大）」「教授会（拡大）」を開催し、学長の意思が末端まで反映される仕組みが整っている。

### 3-4 コミュニケーションとガバナンス

#### 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる

意思決定の円滑化

- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

法人全体を統括する法人本部を設置し、「本部会議」が毎週開催され教学部門の活動状況等の情報を共有している。

理事会や常任理事会の決定事項等は、評議会及び教授会で報告され、管理部門と教学部門の連携と相互チェック体制が機能している。監事は「監事監査規程」により、法人の業務と財産の状況について監査を行い、理事会、評議員会、常任理事会で意見を述べ職務執行状況を報告している。

評議員会は、寄附行為に基づき適切に開催、運営されている。

理事長は新年交礼会で全教職員に向け進むべき指針を述べるなど自らの考えを伝える場を設けている。また、常務理事、各設置校の副学長、事務局長等で構成する学校法人北海道科学大学将来計画検討委員会にワーキンググループを設置し、提案や要望を取りまとめて理事会に提案できる体制も確立している。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

「理事会業務委任規程」で権限の委任を行い、寄附行為等に基づき担当分野ごとに理事を任命するなど権限の適切な分散を行っている。事務組織については、「法人本部事務組織・分掌規程」等に基づき効果的業務執行体制が確保され、併せて業務遂行に必要な職員の確保と配置に努めている。

業務執行に当たっては、法人及び教学部門連携のもとに管理体制が構築されている。また、人事制度検討委員会において、事業計画や各職員の適性・勤務実績などを総合的に勘案し、採用・異動及び人材育成を実践している。

職員の資質向上に関しても、自己研さんに対する意識醸成や階層別に学内外の研修などを受講させるなど積極的に実施している。

### 3-6 財務基盤と収支

#### 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

#### 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

#### 【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

#### 【理由】

学校法人北海道科学大学将来計画検討委員会が策定した「中期事業計画」を着実に実行し、大学は安定した学生確保と安定した財務基盤を確立している。加えて、「教学体制の再構築並びにキャンパス再整備計画」に基づき、平成 27(2015)年 4 月に同法人が設置する北海道科学大学の敷地内へキャンパスの移転が完了すれば、教育及び施設の充実が図られるとともに、各種の合理化が進み、更なる財務基盤の安定が見込まれる。

外部資金の導入については、大学が取組む薬剤師育成プログラムが文部科学省の GP(Good Practice)に採択されるなど一定の成果があり、財務の安定化に寄与している。

### 3-7 会計

#### 3-7-① 会計処理の適正な実施

#### 3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

#### 【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

#### 【理由】

会計処理は、学校法人会計基準及び「学校法人北海道科学大学経理規程」により適切に行われている。会計処理上の問題が生じた場合は、随時、公認会計士に相談・確認している。

学生数、予算執行状況及び事業計画の見直しなどにより、予算額と決算額にかい離が予想される場合には、適切な時期及び適切な手続きにより補正予算を編成している。

会計監査は、公認会計士による監査及び監事による監査を適切に実施しているほか、学校法人北海道科学大学内部監査室に専任職員を配置し、「内部監査規程」、内部監査実施細則及び内部監査マニュアルにより内部監査を厳格に実施している。

## 基準 4. 自己点検・評価

#### 【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

### 4-1 自己点検・評価の適切性

#### 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

- 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性
- 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

**【評価結果】**

基準項目 4-1 を満たしている。

**【理由】**

常設委員会として、学長を委員長とする「点検・評価委員会」を設置し、自主的・自律的に自己点検・評価を実施している。平成 20(2008)年度に日本高等教育評価機構による機関別認証評価、平成 22(2010)年度に薬学教育評価機構によるトライアル評価、平成 25(2013)年度に外部評価委員による外部評価を受けた。また、大学院開設にあたり、平成 24(2012)年度に「薬学系人材養成の在り方に関する検討会」の指定様式により、自己点検の内容を評価報告書にまとめ公表している。

今後は、6 年ごとの薬学教育評価、7 年ごとの機関別認証評価に加え、評価の前年度には外部評価委員による外部評価を受ける計画となっている。

**4-2 自己点検・評価の誠実性**

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

**【評価結果】**

基準項目 4-2 を満たしている。

**【理由】**

大学及び教員の活動状況は毎年発行する「教育・研究活動の現況」にまとめるとともに、教員個々の情報は「教員ポートフォリオ」システムで管理している。大学の基本データの収集と分析は広報部が行い、エビデンスに基づく自己点検・評価を実施しているが、より客観的な自己点検・評価を行うために、IR(Institutional Research)機能の構築を期待する。

日本高等教育評価機構の評価報告書及び薬学教育評価機構の自己点検・評価書は全教職員に配付するとともに、ホームページで公開している。また、6 年制教育を基盤とした大学院博士課程の教育状況に関する自己点検評価書、動物実験に関する自己点検評価報告書、臨床・疫学研究倫理審査等に関する手順書も併せてホームページで適切に公開している。

**4-3 自己点検・評価の有効性**

- 4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

**【評価結果】**

基準項目 4-3 を満たしている。

### 【理由】

平成 20(2008)年に受けた日本高等教育評価機構による機関別認証評価で指摘された「改善を要する点」及び「参考意見」については、改善もしくは改善に向けた取組みが適切に実施されている。また、機関別認証評価の結果及び平成 25(2013)年度に外部評価委員による評価において指摘された意見は、各担当部署が評価・分析の上、PDCA サイクルを通して教育研究及び大学運営の改善・向上につなげている。

### 大学独自の基準に対する概評

#### 基準 A. 地域医療・在宅医療を担う薬剤師の育成

##### A-1 地域医療・在宅医療を担う薬剤師の育成

- A-1-① 地域医療を担う薬剤師の育成
- A-1-② 在宅医療を推進する薬剤師の育成
- A-1-③ 東日本大震災被災地における薬剤師活動支援と教育

### 【概評】

教育目標の一つである「地域社会に役立つ医療人の育成」を達成するために、実践的な学びの場が多種多様に提供されているとともに、その取組みの一部が文部科学省の補助金に採択されている。教育目標を達成するため、医療人 GP（地域医療等社会的ニーズに対応した質の高い医療人養成推進プログラム）採択後もさまざまな体験学習をカリキュラムに必修科目として配置している。地域医療・在宅医療の教育研究及び体験型学習の推進のため、連携協定を締結して医療職と連携した実践的な教育の場を創生しており、また在宅医療に貢献できる薬剤師育成のため、地方型在宅医療と都市型在宅医療の差異を踏まえて医療多職種連携を意図した授業科目・実習科目を設定していることは評価できる。大学内での学修に加えて 4 泊 5 日の合宿制実践型現場実習を実施している。東日本大震災において薬剤師資格をもつ教員が被災地を訪れ、薬剤師として救援活動を行った。その経験をもとに 1 年次後期「ヒューマニズム論 I」で災害時の薬剤師の役割について教授している。また、学生ボランティア 1 人が、秋田県、岩手県、東京都薬剤師会の薬剤師とともに避難所での医療支援活動を行っており、その成果は日本社会薬学会年会で発表されている。

#### 基準 B. 薬剤師生涯学習

##### B-1 薬剤師生涯学習

- B-1-① 「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」の選定
- B-1-② 「薬剤師認定制度認証機構」プロバイダーとしての生涯学習制度

### 【概評】

昭和 61(1986)年度から開催している「北海道薬科大学薬剤師教育研修会」に新たな学習講座を加えた「薬剤師生涯学習プログラム」が、文部科学省の「社会人の学び直しニーズ

対応教育推進プログラム」に採択され、「薬剤師アップデート講座(薬剤師教育研修会)」(講演形式)、「病態・薬物治療フォローアップ講座」(講義形式)、「薬剤師スキルアップ講座」(実習・演習形式)、「薬剤師ステップアップ講座」(演習形式)を実施している。種々の受講パターンが準備され、アップデート講座とフォローアップ講座では、学修効果の向上を意図したインターネット受講の選択可能なプログラムとなっている。また、薬剤師認定制度認証機構の「生涯研修・認定制度認証機関」のプロバイダーとして認定され、機能している。

## 基準 C. 国際連携協定、海外語学研修

### C-1 国際連携協定、海外語学研修

#### C-1-① 国際連携協定

#### C-1-② 海外語学研修

#### 【概評】

大学は、瀋陽薬科大学、黒竜江中医薬大学、黒竜江省第二医院(いずれも中国)と学術交流協定を締結しており、平成 25(2013)年度からは中国の大学・病院から薬学系教員、医師を 6 か月間受入れ、研究活動を行っている。一方、大学からは瀋陽薬科大学と黒竜江省第二医院に短期訪問を実施しているが、学生間の交流までには至っていないので今後に期待したい。

海外語学研修として 1 年次生から 4 年次生を対象にハワイ大学マノア校(米国)において 2 週間の短期語学研修を実施している。加えて、4・5 年次生を対象に自由科目セミナーとして「Skype」によるビデオ通話を利用した症例検討をノースカロライナ大学(米国)の薬学生との間で行っている。



